

農地転用申請・届出等添付書類一覧表

数字を○で囲ってある場合は裏面参照

◎は原本（官公庁等公印入りのもの、もしくは原本である証明印のあるもの）

○は原本（本人作成、自署もしくは押印済のもの）

△は写し（コピー可）

		第3条		第4条・第5条				2a未満の農業用施設（証明願）	
		（許可）		（許可）		（届出）			
		2部作成		2部作成		2部作成		2部作成	
①	申請書・届出書・証明願	市	本人	市	本人	市	本人	市	本人
	委任状 ※代理申請の場合	○	-	○	-	○	-	○	-
②	位置図（1/10,000～1/50,000の地図）	○	○	○	○	○	○	○	○
③	位置図（申請地付近の現況を示す図面（住宅地図に類するもの））	○	○	○	○	○	○	○	○
④	公図（字絵図）	◎	△	◎	△	◎	△	◎	△
⑤	土地登記事項証明書（全部事項証明書）	◎	△	◎	△	◎	△	◎	△
6	土地利用計画図（建物又は施設の面積、位置及び構造物間の距離を示す図面）	-	-	○	○	-	-	○	○
7	建物又は施設の平面図	-	-	○	○	-	-	○	○
⑧	資金証明書（資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面（預金残高証明書、融資証明書、通帳の写しなど））	-	-	○	-	-	-	-	-
⑨	法人登記（現在事項全部証明書）又は定款（要割印） ※受人が法人の場合	◎	○	◎	○	◎	○	-	-
⑩	賃貸借（使用貸借）契約書	△	◎	△	◎	-	-	-	-
11	耕作証明書（市外の土地を所有及び耕作している場合）	◎	△	-	-	-	-	-	-
12	権利取得希望者の国籍が確認できるもの（住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書）	△	-	-	-	-	-	-	-

以下は、申請地が土地改良区域内にある場合（位置図、公図の各写しの添付）

⑬	土地改良区関係書類	大垣土地改良区	提出先：大垣市農業委員会事務局（詳細は裏面）						
		・組合員資格得喪通知書	○	-	○	-	○	-	○
		・農地転用申請（届出）書	-	-	○	-	○	-	○
		揖斐川以東土地改良区（墨俣）	提出先：安八町役場農政課（詳細は裏面）						
		・組合員資格得喪通知書	○	-	○	-	○	-	○
		・農地転用申請（届出）書	-	-	○	-	○	-	○
		牧田川用水土地改良区（上石津）	提出先：養南土地改良合同事務所（詳細は裏面）						
		・組合員資格得喪通知書	○	-	○	-	○	-	○
		・農地転用申請（届出）書	-	-	○	-	○	-	○

- ①、⑬ 申請（届出）者氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略可。
- ②、③ 位置図は、ゼンリン、グーグルマップ等で可。
- ④、⑤ 申請時、合筆、分筆手続き中であるときは、法務局への申請受理通知の写しでも可。
ただし、許可及び届出書発行時には、合筆、分筆後の公図、土地登記事項証明書が必要。
- ⑤、⑨ 直近（3 か月以内）のもの
- ⑧ 通帳の写しの場合、表紙（通帳の名義人がわかるもの）と通帳が記載された直近（3 か月以内）のページの写しが必要。
- ⑩ 農地法第4条、第5条において、転用目的が、貸駐車場、貸資材置場等の転貸することを前提とした施設である場合。
その他、相対の場合は、転用目的の実現の確実性や計画の妥当性を審査するため、契約書（案）を求める。
- ⑬ 大垣土地改良区において、農地転用申請（届出）書の土地改良区理事の署名、押印欄については空欄で可。
土地改良区関係書類の提出の要否については、次までおたずねください。

- | | | |
|--|-----------------------------|---|
| ・大垣土地改良区 | 大垣市役所農林課農政・整備 G | TEL:0584-47-8624 |
| ・牧田川用水土地改良区 | 養南土地改良合同事務所（養老郡養老町高田 456-2） | TEL:0584-32-3411 |
| ※「上石津町乙坂」もしくは「上石津町牧田字山村」が対象（それ以外は必要なし） | | |
| ・揖斐川以東土地改良区 | 安八町役場農政課（安八郡安八町氷取 161） | TEL:0584-64-3111 |

一時転用申請の場合に別途必要な添付書類

- ・農地復元に関する誓約書
- ・工事工程表（農地に復元するまでのもの）
- ・農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し（砂利採取事業の場合）

<その他注意事項>

※3条使用貸借もしくは使用貸借による利用権設定がされている場合については、原則、解除手続き（農地使用貸借解約書の提出必要）

※3条賃貸借（残存小作）もしくは賃貸借による利用権設定がされている場合については、農地法第18条の第6項の規定による通知書及び農地賃貸借解約書の提出が必要